

令和5年度 利用調整基準点数表

基本点			
勤務状況※		点数	加算
就労	単身赴任	10	障害者手帳所持者(特定疾患) 2
	8時間以上	8	月20日(週5日)以上勤務 2
	7時間以上	7	月16日(週4日)以上勤務 1
	6時間以上	6	月16日(週4日)未満勤務 -1
	5時間以上	5	月12日(週3日)未満勤務 -3
	4時間以上	4	月8日(週2日)未満勤務 -4
	4時間未満	3	居宅内就労 -1
	※休憩を含む1日の拘束時間		自営業で必要書類の未提出 ※1 -5
勤務地加算	勤務地が上尾市内及び隣接市区町村または勤務地不定		0
	隣接市区町村:さいたま市、蓮田市、伊奈町、桶川市、川島町、川越市		1
	勤務地が埼玉県内・東京都内(上尾市内・隣接市区町村内を除く)		1
	勤務地が埼玉県・東京都を除く地域		2
求職中	勤務先内定(1日4時間、月16日以上)の稼働	3	1日8時間、月20日以上稼働 3
	勤務先未定	1	生計中心者の失業・倒産 5 生計中心者の就労不可 8
勤務以外		点数	加算
出産予定		11	
病气入院		12	
居宅療養	常時臥床・精神疾患・指定難病	12	
	通院加療を行い、保育が常時困難	9	
	その他	5	
未受診だが精神疾患が疑われる場合		12	保健師・精神保健福祉士等の判断を要する
障害	1・2級(重度)	12	両親共に障害者の世帯 4
	3・4級(中度)	9	
	その他	5	
同居者介護	重度者介護(※2)	11	心身障害児の通園・通学 1
	中度者介護(※3)	8	
	その他	5	
	常時入院付添	8	
災害復旧		15	
通学(週4日以上)の通学		5	
不在	離婚・死亡・行方不明	10	調停中、拘禁中を含む
	別居	7	

※1直近の確定申告の控え(やむを得ない理由により提出できない場合は請負契約書、受注表、又は事業の実施による継続的な営業収益が確認できる書類のいずれか)が未提出の場合に適用する

※2要介護度3～5、障害等級1・2級、療育手帳㉔・A ※3要介護度1～2、障害等級3・4級、療育手帳B

転園加算			
転園理由(市内認可保育施設からの転園)		点数	加算
送迎	兄弟姉妹が別々の保育所	5	送迎困難(不在・病气等) 3
	片道6km以上	4	
	片道4km以上	3	
	片道2km以上4km未満	2	
特段の配慮が必要と判断されるもの(本人に瑕疵がないもの)			5

※転園については、保育状況の加算を除いて計算する

※同点数の場合は、状況別優先順位指標の順位で優先する

状況別優先順位指標	
1	要保護児童
2	ひとり親(同居なし) > ひとり親(同居あり)
3	災害復旧 > 病气・障害 > 介護 > 保育士 > 就労 > 出産 > 通学 > 就労内定 > 求職中
4	滞納がない
5	兄弟在籍中
6	同世帯に障害者
7	未就学児の人数が多い > 義務教育以下の児童数が多い
8	育児休業終了月が早い
9	基本点が高い
10	勤続年数が長い
11	両祖父母の居住地
12	税額が低位

保育加算			
保育状況		点数	加算
親族等保育	同居親族	1	70才以上の高齢者のみで保育 2
	別居親族	2	傷病(診断書要)障害 2
	友人・知人	3	二児以上の保育 1
	同伴就労	4	作業場等危険が伴うもの 1 一定の保育が可能と判断されるもの -1
産休育休	産休・育休中(申請年度と同一年度内に育児休業期間が終了する場合)		3
	育児休業制度等の制度がなく、産後復帰を余儀なくされるもの		3
	産休・育休明け(退後の再入所・入所申請時に申請のあった者に限る)		8
保育施設等※4	幼稚園・認定こども園(新2号認定者)		4
	一時保育(C型を除く、月4日以上)の利用	3	一時保育週3日(月12日以上) 1 一時保育週4～5日(月16日以上) 3
		届出のない認可外保育施設	6
	届出のある認可外保育施設	4	
	家庭保育室	4	
	職場託児所	4	
	個人金銭委託(ベビーシッター等)	4	
	市外認可保育施設(地域型保育施設を含む)	6	
	施設入所(乳児院・養護施設)		10
	市内・市外の地域型保育施設 新年度3歳児クラス(4月入所選考のみ加算)		10
在籍している保育施設等の廃園・休園・受け入れ停止による保育不可		30	

※4 保育施設加算は保育施設等の利用を客観的に確認した後に加算する

調整加算			点数
調整			
①	ひとり親(同居家族無し)・祖父母不在		25
②	ひとり親(同居家族あり)		20
③	生活保護世帯(原則再入園時を除く)		10
④	兄弟入所保育施設希望		3
⑤	多児童(義務教育課程以下3人以上)		2
⑥	多胎児(双生児等)※多胎児の兄弟は就学前まで加算対象		2
⑦	要支援家庭	要保護児童対策地域協議会において支援が必要と認められた家庭	10
⑧	DV・虐待等の理由により保育が必要と判断されるもの		8
⑨	65歳未満同居祖父母が保育要件未満(※5)		-1
⑩	同一世帯において2人以上の新規入所の申込みがある場合(転園除く)		1
⑪	入所決定後の保護者事由によるキャンセル(一回につき・翌年度4月まで適用)		-10
⑫	認定こども園の1号在籍者における保育園部分への申請		1
⑬	保育料・給食費の滞納 1か月以上 ※6		-5
⑭	保育料・給食費の滞納 3か月以上 ※6		-10
⑮	保育料・給食費の滞納 6か月以上 ※6		-20
⑯	保育料・給食費の滞納 1年以上 ※6		-30
⑰	保育士(有資格で、市内認可施設で就労する場合)※7		3
⑱	保育士(有資格で、市内認可施設で1年以上就労することを誓約した場合)※7		10
⑲	特例	特に緊急入所が必要な場合	20

※5 申請年度末(R6.3.31)時点で65歳の方は、申請月に65歳未満の場合も65歳とみなす

※6 要保護児童及び障害児保育対象児童については、優先的に入所を考慮する

※7 看護師・准看護師・保健師は保育業務に従事すると明記されている場合に限る